

## 三重県立看護大学 GPA の算出等に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、三重県立看護大学履修規程（以下「履修規程」という。）第6条の2の規定に基づき、グレード・ポイント（以下「GP」という。）及びグレード・ポイント・アベレージ（以下「GPA」という。）の算出等について必要な事項を定めるものとする。

(成績評価及び GP)

第2条 学期ごとに当該学期に履修した授業科目の成績評価に応じ、次のとおり GP を付与する。

成績評価	評語	S	A	B	C	D	試験 欠席	出席 不足
	評点	100	89	79	69	60点 未満		
		~ 90	~ 80	~ 70	~ 60			
GP		4	3	2	1	0	0	0

2 前項の授業科目には、次の各号に掲げる科目は含めないものとする。

- (1) 自由科目
- (2) 成績評価が確定していない授業科目
- (3) 本学の科目等履修生として履修した授業科目
- (4) 本学再入学前に本学において履修した授業科目

(GPA の種類及び算出方法)

第3条 GPA の種類及び算出方法は次の各号のとおりとする。

### (1) 学期 GPA

前期又は後期に履修した授業科目に対し付与された GP に基づき学期末に算出する GPA のことをいう。

[学期 GPA 算出式]

(当該学期に履修した授業科目の GP × 当該授業科目の単位数) の合計  
÷ 当該学期に履修した授業科目の単位数の合計

### (2) 年度 GPA

当該年度に履修した授業科目に対し付与された GP に基づき年度末に算出する GPA のことをいう。

[年度 GPA 算出式]

(当該年度に履修した授業科目の GP × 当該授業科目の単位数) の合計  
÷ 当該年度に履修した授業科目の単位数の合計

### (3) 累計 GPA

入学時以降に履修した授業科目の GP に基づき学年次末に算出する GPA のことをいう。

〔累計 GPA 算出式〕

(入学時以降に履修した授業科目の GP×当該授業科目の単位数) の合計

÷ 入学時以降に履修した授業科目の単位数の合計

- 2 前項各号により算出した GPA については、小数点第二位まで表記するものとし、小数点第三位以下の端数がある場合は、小数点第三位を四捨五入する。

(GPA の通知)

第4条 GPA の学生への通知は、成績通知書に学期ごとの GPA 及び累計 GPA を表記することにより行う。

(GPA の活用)

第5条 算出した GPA については、本学の教育活動の改善、学生表彰における候補者の選定、学生の修学指導等に活用する。

(その他)

第6条 GPA は、原則として成績証明書、単位修得証明書等の証明書には記載しない。ただし、在学生又は卒業生より GPA の証明を求められた際には、この要項に記載する方法により算出した GPA を使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要項は、平成27年4月1日より施行する。

(GP の付与に関する経過措置)

- 2 平成26年度までに入学した者の成績評価及び GP の付与については、第2条の規定に関わらず、次のとおりとする。

成績評価	評語	A		B	C	D	試験 欠席	出席 不足
	評点	100	89	79	69	60点未満		
		~ 90	~ 80	~ 70	~ 60			
GP	4	3	2	1	0	0	0	